

東京国際空港（羽田）国内線旅客ターミナルビル 旅客取扱施設供用規程

日本空港ビルディング株式会社

（目的）

第1条 この規程は、日本空港ビルディング株式会社（以下「空港ビル」という。）が所有、管理する東京国際空港（羽田）国内線旅客ターミナルビル（以下「本建物」という。）における旅客取扱施設の利用に係る料金その他の供用条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「旅客取扱施設」とは、本建物におけるロビー、待合室等の旅客公衆部分、並びに手荷物搬送設備、案内情報設備、旅客搭乗設備（ボーディングブリッジ等）等の機能設備をいう。

（料金）

第3条 空港ビルは、旅客取扱施設を利用する者（以下「利用者」という。）のうち、出発及び到着旅客から「旅客取扱施設利用料（以下「本施設利用料」という。）」を徴収するものとする。

2 本施設利用料の額（消費税を含む。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、年齢の確認ができない運賃（航空券）を使用する者は、12歳以上の者とみなす。又、満3歳未満で小人に適用可能な運賃（航空券）を使用する場合は、小人とみなして本施設利用料を徴収する。

出発及び到着旅客（大人）： 満12歳以上の者 1人当たり 370円

出発及び到着旅客（小人）： 満3歳以上12歳未満の者 1人当たり 180円

（本施設利用料の徴収）

第4条 航空運送事業者その他離着陸等で本建物を利用する者（以下「航空運送事業者等」という。）は、航空券を発行する際に、空港ビルに代わり出発及び到着旅客から本施設利用料を徴収するものとする。

2 航空運送事業者等は、第13条に定める旅客数報告書に記載された出発及び到着旅客数に基づき、本施設利用料を1箇月分取りまとめて、空港ビルが指定する期限までに空港ビルに納入するものとする。

3 航空運送事業者等は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、搭乗手続きをする前に、空港ビルに代わり旅客から本施設利用料を徴収し、又は本施設利用料を立て替え、これを空港ビルに納入するものとする。

（1）正当な理由に基づき、航空券を発行しない場合。

（2）自己の責めに帰すべき理由により、本施設利用料の徴収を失念（取り漏れ）した場合。

4 空港ビルは、本施設利用料を納入した航空運送事業者等に対し、別に定める手数料を支払うものとする。

5 空港ビルは、航空運送事業者等が本施設利用料の納入を遅滞したときは、その遅滞し

た金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を延滞した施設利用料とは別に徴収するものとする。

6 前項の延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 空港ビルは、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる出発及び到着旅客については、本施設利用料を徴収しないものとする。

(1) 専ら外交上の目的、又は公用のために使用される航空機に搭乗する旅客

(2) やむを得ない事情のため、東京国際空港（以下「空港」という。）に不時着した航空機、又は代替飛行場として空港に着陸した航空機の旅客

(3) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客

(4) やむを得ない事情のため空港に引き返した場合、または他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客

(5) 機体若しくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から、空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、本施設利用料を既に支払った者及び本来空港に到着する予定のない者

(6) 前各号のほか、航空運送事業者等からの申し出により、空港ビルが徴収しないものとして特に認めた者

(使用の停止等)

第5条 空港ビルは、利用者が本施設利用料を支払わなかったときは、旅客取扱施設の利用の停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(供用時間)

第6条 旅客取扱施設の供用時間は、原則として24時間対応とする。ただし、航空機の運航状況等の事情により変更（対応時間の短縮等）することがある。

(運転操作)

第7条 旅客取扱施設のうち、手荷物搬送設備、案内情報設備、旅客搭乗設備等（航空会社用入力端末装置に限る。）の運転操作は、航空運送事業者等が行うものとする。

2 航空運送事業者等は、前項の施設の運転操作にあたっては、空港ビルが定める基準に従って行わなければならない。

(応急措置)

第8条 航空運送事業者等は、第7条第1項の設備が破損し、又は故障したときは、適切な応急措置を講じ、その旨を文書又は口頭により空港ビルに通知しなければならない。

(禁止行為)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 旅客取扱施設を破損し、又は汚損すること。

(2) 空港ビルの承認を受けないで、旅客取扱施設の現状を変更すること。

(3) 業務上必要な場合を除き、旅客取扱施設の運転操作のための施設に立ち入り又はこれを操作すること。

(4) 前3号までに掲げるもののほか、旅客取扱施設の管理上支障となる行為をすること。

(供用の休止)

第10条 空港ビルは、次の各号に掲げる場合は、旅客取扱施設の全部又は一部の供用を休止することがある。

- (1) 旅客取扱施設が破損し、又は故障したとき。
- (2) 旅客取扱施設に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号までに掲げる場合のほか、旅客取扱施設の管理上特に必要があるとき。

(免責)

第11条 空港ビルは、旅客取扱施設の全部又は一部の供用の休止により生じた損害については、空港ビルの責めに帰すべき明白な理由がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により、旅客取扱施設を破損、汚損し、又はその他の行為により空港ビルに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(報告書等の提出)

第13条 航空運送事業者等は、本施設利用料徴収業務に必要な区間別旅客数報告書及び翌月分のフライトスケジュールリストを、それぞれ空港ビルが指定する期限までに、空港ビルに提出しなければならない。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。